

令和3年度 第1回

神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

令和3年8月

神戸市福祉局国保年金医療課

目 次

I 令和2年度 神戸市国民健康保険事業について

1	制度運営	1 頁
2	被保険者数・世帯数	2 頁
3	保険料	2 頁
4	保険給付	6 頁
5	保険料収納	8 頁
6	医療費の適正化	10 頁
7	保健事業	12 頁

I 令和2年度 神戸市国民健康保険事業について

1 制度運営

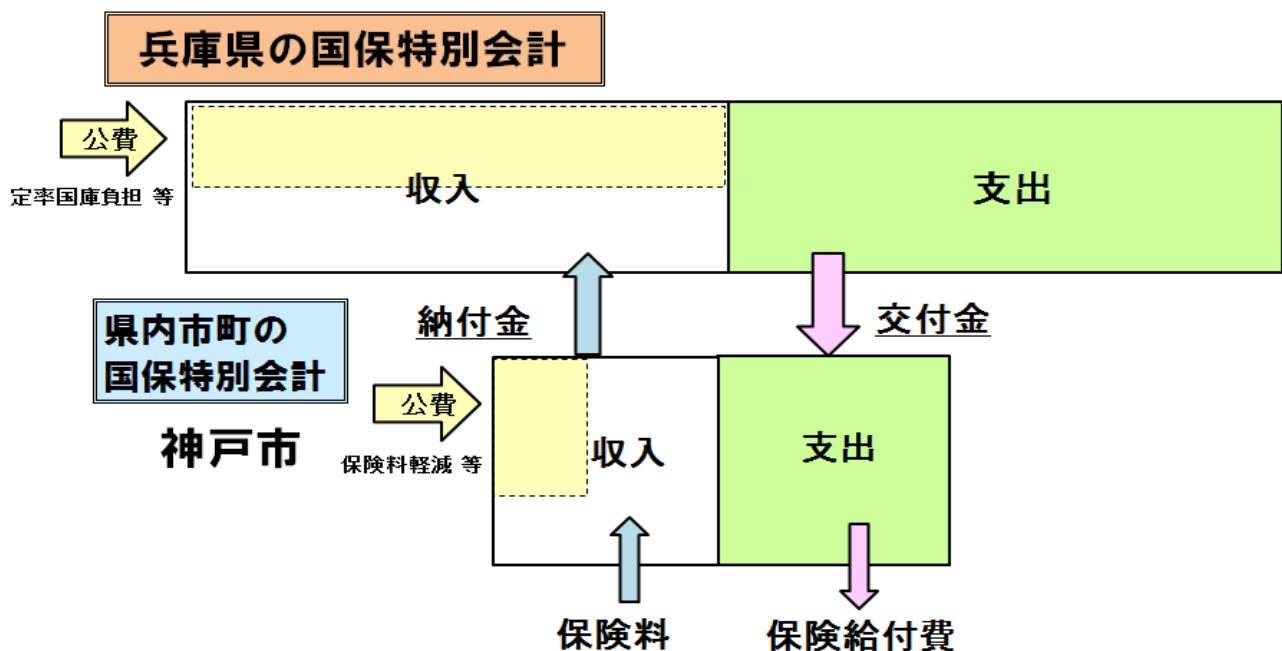
平成30年度より、都道府県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとなった。

一方、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料の規定の決定・賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担うこととなった。

神戸市国民健康保険としては、兵庫県国民健康保険運営方針を踏まえ、市民の医療を受ける機会の確保や健康の増進に果たすべき役割を十分に認識し、引き続き健全な事業運営を行っていく。

【財政運営の仕組み】

- ・兵庫県が財政運営の責任主体となり、保険給付に必要な費用を全額、県内市町に対して支払う。
- ・兵庫県が、県内市町ごとに国保事業費納付金の決定、「標準保険料率」の算定及び公表を行い、県内市町は「標準保険料率」を参考に保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、県に納付金を納める。



2 被保険者数・世帯数

被保険者数は令和2年度末で310,973人（前年度比1.1%減）、世帯数は210,649世帯（前年度比0.1%減）となっている。

【被保険者数・世帯数の各年度末の状況】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
被保険者	被保険者数	323,472人	314,536人	310,973人
	伸び率	▲3.4%	▲2.8%	▲1.1%
世帯	世帯数	214,637世帯	210,902世帯	210,649世帯
	伸び率	▲2.1%	▲1.7%	▲0.1%

3 保険料

(1) 医療分保険料

その年に県が必要と見込んだ保険給付費の県内総額から国の補助金等を除いたものを、医療費水準*や所得水準に応じて県内市町に割り当てた納付金等をもとに、基礎控除後所得に応じて納めていただく所得割、世帯の加入者数に応じて納めていただく均等割、1世帯あたり定額の平等割の3つの合計で負担していただいている。

※兵庫県国民健康保険運営方針の改定（令和2年12月）により、令和3年度からは医療費水準の違いを反映しない納付金算定が行われている。

(2) 後期高齢者支援金分保険料

その年に国に納付すべき後期高齢者支援金の県内総額から国の補助金等を除いたものを、所得水準に応じて県内市町に割り当てた納付金等をもとに、神戸市国保の加入者に、医療分同様、所得割、均等割、平等割の3つの合計で負担していただいている。

※75歳以上の後期高齢者医療にかかる財源は、公費（5割、国：県：市＝4：1：1）、75歳以上の方の保険料（1割）、現役世代からの支援金（4割）から成り立っている。現役世代からの支援金については、各保険者の加入者数に応じた負担となっており、国においてその納付額が定められている。

(3) 介護分保険料

その年に国に納付すべき介護納付金の県内総額から国の補助金等を除いたものを、所得水準に応じて県内市町に割り当てた納付金等をもとに、40歳以上65歳未満の国保加入者に、医療分同様、所得割、均等割、平等割の3つの合計で負担していただいている。

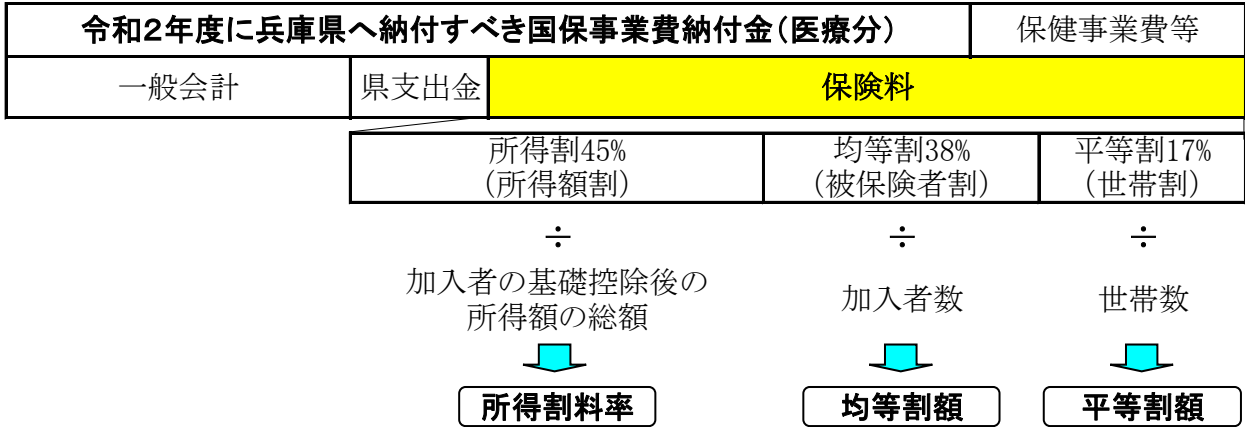
※介護保険にかかる財源は、公費（5割、国：県：市＝2：1：1）、65歳以上の方（1号被保険者）の保険料（23%）、40歳から65歳未満の方（2号被保険者）の保険料（納付金、27%）から成り立っている。各保険者は2号被保険者数に応じて納付金を負担することとなっている。

○国民健康保険制度の安定的な運営のため、平成27年度からの低所得者対策の強化のための全国約1,700億円の財政支援に加え、平成30年度から財政調整機能の強化や保険者努力支援制度として、全国約1,700億円の更なる財政支援の拡充が実施された。

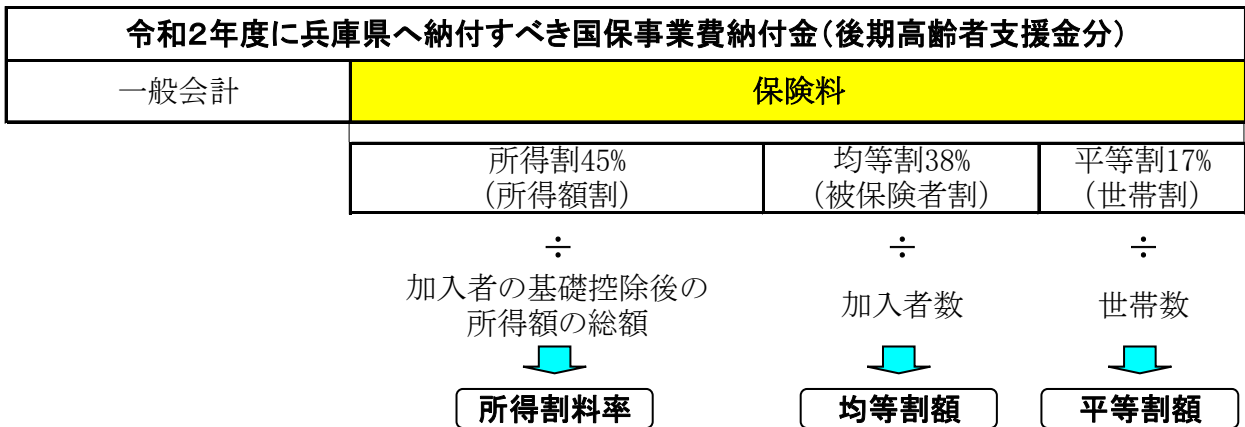
保険料の決め方

国民健康保険料は、医療分保険料と後期高齢者支援金分保険料と介護分保険料(40歳以上65歳未満の被保険者)からなる。それぞれの保険料は、所得割、均等割、平等割からなる。

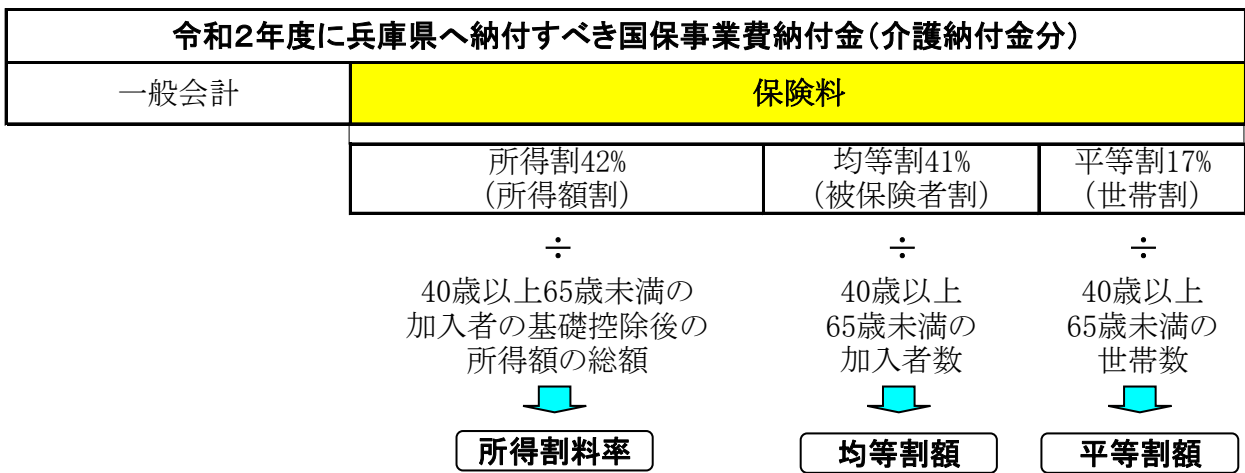
【令和2年度の医療分保険料】



【令和2年度の後期高齢者支援金分保険料】



【令和2年度の介護分保険料】



【令和2年度保険料】

- ・医療分の保険料の額は…

$$\begin{array}{c}
 \text{所得割額} \qquad \qquad \qquad \text{均等割額} \qquad \qquad \qquad \text{平等割額} \\
 \boxed{2 \text{ 年度算定用所得額} \times 8.89\%} + \boxed{35,380 \text{ 円} \times \text{加入者数}} + \boxed{24,570 \text{ 円}} \\
 = \text{保険料年額 (63万円を超えるときは63万円)}
 \end{array}$$

- ・後期高齢者支援金分の保険料の額は…

$$\begin{array}{c}
 \text{所得割額} \qquad \qquad \qquad \text{均等割額} \qquad \qquad \qquad \text{平等割額} \\
 \boxed{2 \text{ 年度算定用所得額} \times 3.22\%} + \boxed{12,500 \text{ 円} \times \text{加入者数}} + \boxed{8,680 \text{ 円}} \\
 = \text{保険料年額 (19万円を超えるときは19万円)}
 \end{array}$$

- ・介護分の保険料の額は…

$$\begin{array}{c}
 \text{所得割額} \qquad \qquad \qquad \text{均等割額} \qquad \qquad \qquad \text{平等割額} \\
 \boxed{40 \text{ 歳以上}65 \text{ 歳未満の加入者の} \\ 2 \text{ 年度算定用所得額} \times 3.08\%} + \boxed{14,780 \text{ 円} \times 40 \text{ 歳以上} \\ 65 \text{ 歳未満の加入者数}} + \boxed{7,060 \text{ 円}} \\
 = \text{保険料年額 (17万円を超えるときは17万円)}
 \end{array}$$

【保険料率の推移】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
医療分	所得割料率	8.17%	8.58%	8.89%	8.81%
	均等割額	30,710円	33,700円	35,380円	34,260円
	平等割額	21,360円	24,040円	24,570円	23,650円
	限度額	58万円	61万円	63万円	63万円
後期高齢者 支援金分	所得割料率	3.11%	3.44%	3.22%	3.30%
	均等割額	11,670円	13,300円	12,500円	12,450円
	平等割額	8,110円	9,490円	8,680円	8,590円
	限度額	19万円	19万円	19万円	19万円
介護分	所得割料率	3.41%	4.18%	3.08%	3.02%
	均等割額	15,600円	19,700円	14,780円	13,890円
	平等割額	7,050円	8,890円	7,060円	6,760円
	限度額	16万円	16万円	17万円	17万円

〈参考〉

平成30年度からの保険料算定方式

平成30年度から、兵庫県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、兵庫県国民健康保険運営方針において、将来的な統一保険料を目指す方向性が示される中で、下記のとおり保険料算定方式の変更を行った。

○賦課割合

兵庫県が定める標準保険料率の算定基礎となる賦課割合に変更

所得割：均等割：平等割＝（従前）50：30：20

（変更後）45：38：17（介護分は42：41：17）

○神戸市独自の所得控除

配偶者控除及び扶養親族にかかる所得控除を廃止したうえで当分の間、子ども（18歳以下）、障害者、寡婦・ひとり親（令和2年度までは寡婦（夫））の控除を継続

- ①18歳以下の子どもの人数に応じて・・・・・・・・・・33万円
- ②障害者・寡婦・ひとり親・・・・・・・・・・26万円
- ③同居特別障害者・・・・・・・・・・53万円
- ④住民税非課税の障害者・寡婦・ひとり親・・・・・・・・92万円

神戸市独自の所得控除について

国民健康保険法施行令の改正を受け、所得割保険料の算定方式を、平成26年度から基礎控除後所得方式（総所得金額等から基礎控除の33万円*を控除した後の所得額をもとに所得割保険料を算定する方式）に変更した。

※令和3年度以降は合計所得金額により異なり、合計所得2,400万円以下は43万円。

この変更に伴い、平成25年度以前の住民税課税方式（総所得金額等から各種所得控除額を控除する方式）より大幅に保険料が増加しないように、所得割算定用所得を計算する際に、住民税上の扶養親族、障害者、寡婦（夫）に対する所得控除を適用することとした。

平成30年度から、被扶養者のうち、配偶者・扶養親族（18歳以下の子どもを除く）に係る独自控除を廃止し、18歳以下の子ども、障害者、寡婦（夫）の控除を継続することとした。

令和3年度から、税制改正に伴い、寡婦（夫）に係る独自控除の対象者を、寡婦・ひとり親へ変更した。

○激変緩和措置

平成30年度からの保険料算定方式の見直しにより、保険料負担が急激に増加しないように、平成29年度の算定方式で計算した保険料より増加する場合、増加額を本来増加する金額の15%までとする緩和措置を実施（差額×0.85を控除）

※令和元年度以降、平成29年度算定方式の保険料と当該年度の保険料との差額（増加額）を、毎年度段階的に引き上げ、令和6年度で緩和措置を終了する。

元年度：30%（差額×0.70を控除），2年度：45%（差額×0.55を控除），3年度：60%（差額×0.40を控除），4年度：75%（差額×0.25を控除），5年度：90%（差額×0.10を控除），6年度：緩和措置終了

4 保険給付

保険給付費は被保険者数の減少等により減少傾向にある。その反面、1人あたり医療費は高齢化や医療の高度化により増加傾向にあるが、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の流行による受診控えもあり減少に転じている。

【保険給付費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保険給付費	106,889,153千円	106,591,024千円	101,786,105千円
伸び率	▲1.8%	▲0.3%	▲4.5%

【1人当たりの医療費】

下段：対前年度伸び率

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
国民健康保険	被保険者1人あたり医療費	381,536円 1.2%	392,010円 2.7%	378,913円 ▲3.3%
	被保険者1人あたりレセプト件数/年	17.88件 0.6%	18.05件 1.0%	16.58件 ▲8.1%
	レセプト1件あたり医療費	21,344円 0.6%	21,718円 1.8%	22,848円 5.2%

(参考)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
後期高齢者医療	被保険者1人あたり医療費	1,043,844円 ▲0.3%	1,038,456円 ▲0.5%	994,578 ▲4.2%
	被保険者1人あたりレセプト件数/年	34.33件 0.1%	34.14件 ▲0.6%	32.11件 ▲5.9%
	レセプト1件あたり医療費	30,407円 ▲0.4%	30,415円 0.03%	30,974円 1.8%

神戸市国民健康保険の主な保険給付は、次のとおりである。

(1) 療養の給付

国民健康保険制度では、病気やけがをした場合、診療、投薬、注射、手術、処置など療養そのものを給付する現物給付が原則となっている。

【一部負担金の割合】

就学前児童	2割
就学児童～69歳	3割
70歳～74歳の高齢受給者	2割 ※現役並み所得は3割

(2) 高額療養費

1か月（月初から月末まで）に、医療機関等に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を支給する。

同一世帯で同一月に一部負担金が複数あるときは、これらを合算して世帯の自己負担限度額を超えた場合にも、その超えた額を支給する。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件 数	227,453 件	232,115 件	243,940 件
金 額	13,277,397 千円	13,341,987 千円	13,163,695 千円

(3) 高額介護合算療養費

医療保険と介護保険の両制度で自己負担があり、1年間の自己負担の合算額が、所得区分ごとの自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を支給する。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件 数	266 件	356 件	396 件
金 額	7,235 千円	10,450 千円	15,435 千円

(4) 出産育児一時金

被保険者が出産したとき、一時金として40.4万円（産科医療補制度の適用がある分娩は1.6万円を加算）を支給する。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件 数	1,263 件	1,123 件	969 件
金 額	488,416 千円	452,732 千円	401,816 千円

(5) 葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った者に5万円を支給する。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件 数	1,757 件	1,816 件	1,808 件
金 額	87,850 千円	90,800 千円	90,400 千円

(6) 傷病手当金

被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のために労務に服することができなかつた者に対して、その労務に服することができなかつた期間における給与の3分の2を支給する（令和2年5月～実施）。

	令和 2 年度
件 数	31 件
金 額	2,278 千円

5 保険料収納

保険料の収納実績の向上は、国保財政の基本的収入を確保するとともに、被保険者間の負担の公平を確保する観点から重要な課題となっている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少等となった世帯への保険料減免の適用に加え、初期末納者に対する電話催告の取り組み等の収納対策により、決算収納率は93.81%と前年度の93.06%から0.75ポイント改善している。

(1) 多様な納付機会の確保

保険料の納付方法は口座振替を原則としているが、加入者の利便性を確保するためコンビニエンスストアでの収納や公的年金からの特別徴収を実施している。令和2年度からはスマートフォン決済による収納（「PayB」「LINE Pay」「楽天銀行」「PayPay」「au PAY」）を開始し、収納環境の改善を図った。

また口座振替促進のため、区役所・支所等の窓口では、届出印が不要で簡単・迅速に手続きが可能なキャッシュカードによる口座振替申込みの受付を行っている。

【利用状況】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
口座振替	54.69%	54.76%	55.05%
コンビニ収納	24.42%	23.63%	27.65%
スマートフォン決済	—	—	1.14%
金融機関・郵便局等	13.92%	14.76%	9.09%
特別徴収	6.97%	6.85%	7.07%

※コンビニ収納、スマートフォン決済及び金融機関・郵便局等の割合は収納件数から算出

※キャッシュカードによる口座振替申込件数

令和2年度 12,330件（令和元年度：12,868件 538件減）

(2) 減額・減免の適用

① 法定減額・条例減免

保険料の負担軽減として、前年所得に基づく減額（国制度）及び当該年度の見込み所得に基づく減免（市制度）を適用している。

本市では減免制度を広く適用できるよう努めており、これらの減額・減免によって約8割の方の保険料が軽減されている。今後もホームページ等の周知方法を通じて、適切な軽減制度の適用に努めていく。

【減額・減免の状況】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
延べ加入世帯	216,763	—	213,091	—	212,938	—
法定減額世帯	155,013	71.5%	152,968	71.8%	149,839	70.4%
条例減免世帯	15,958	7.4%	15,672	7.4%	22,443	10.5%
合計	170,971	78.9%	168,640	79.1%	172,282	80.9%

※上記以外に、非自発的失業者に対して給与所得を100分の30とみなす負担軽減措置が適

用されている。

令和2年度 6,162世帯（令和元年度：4,240世帯 1,922世帯増）

※法定減額制度（2割・5割）、条例減免の判定所得の基準を緩和した。

② 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等の世帯への保険料減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の死亡、重篤な傷病、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入の3割以上の減少となる方について、国の財政支援を受けて新たに保険料の減額または免除する制度を設けた（令和2年2月～令和3年3月分の保険料が対象）。

※令和2年度適用件数 7,484件

なお、令和3年度も国の財政支援が行われることから、引き続き減免制度を実施している。

(3) 初期的未納世帯への電話催告業務委託

早期の催告で納付忘れや遅延を抑制して長期的滞納を予防するため、初期的未納世帯に対する電話催告を令和元年度から民間事業者へ委託し、休日・夜間を問わず電話催告を実施した。

【電話催告件数の推移】

平成30年度：26,106件 ※非常勤嘱託員による実施

令和元年度：53,529件（令和元年8月～令和3年5月実績）

令和2年度：69,263件（令和2年8月～令和3年5月実績）

※6～7月は受電業務繁忙期のため、催告架電業務は停止している。

(4) 納付相談による収納の確保

保険料の滞納世帯には、区役所窓口での短期被保険者証等の交付により納付機会を確保するとともに、世帯の生活状況等を伺いながら、減額・減免や分納等の相談も含めた対応を行っている。

なお、令和3年度からは、納付資力のある滞納世帯には滞納処分を強化することで収納率の向上を図るため、短期被保険者証の交付は職権更新による郵送方式に変更する予定である（令和3年11月～）。

(5) 滞納整理事務の適切な実施

再三の呼びかけを行っても納付に応じない世帯に対しては、納付資力調査（財産調査）を実施し、財産があるにもかかわらず納付に応じない世帯等に対しては、被保険者負担の公平性を確保するため、差押えなどの滞納処分を実施している。

なお、令和3年度（10月）からは、滞納処分事務を行財政局税務部収税課へ集約化することで、執行体制の強化と効率化を図り収納率の向上を目指す。

【令和2年度 滞納処分の実施状況】

①財産調査実施 6,967世帯（令和元年度：9,659世帯 2,962世帯減）

②差押え実施件数 623件（令和元年度：694件 71件減）

6 医療費の適正化

(1) レセプト点検（資格点検・内容点検）の実施

自動点検に加えて点検員の目視点検によるダブルチェックを実施した。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
効果額	349,703 千円	353,485 千円	365,204 千円

(2) 柔道整復及び鍼灸あん摩・マッサージ療養費申請書の全件点検の実施

柔道整復療養費、鍼灸あん摩・マッサージ療養費の申請書の全件点検を実施し、必要な返戻を実施した。

【返戻状況】

	令和元年度	令和 2 年度
柔道整復	216,568 円 (15 件)	1,999,141 円 (195 件)
鍼灸あん摩・マッサージ	2,132,988 円 (77 件)	2,610,731 円 (189 件)

(3) 海外療養費および海外出産育児一時金請求書の点検の実施

海外療養費の不正請求による支給を防止するため、海外医療機関で発行された診療内容明細書又は領収明細書を翻訳し、発行元の海外の医療機関等に対して受診状況の照会を行った。

また、令和元年度（8月）からは、海外出産育児一時金についても同様の点検を実施した。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
海外療養費	22 件	15 件	8 件
海外出産育児一時金	—	14 件	17 件

(4) 第三者行為求償事務の強化

第三者の行為による交通事故などにより生じた保険給付について、国民健康保険が立て替えた医療費を、国保連合会に委託して第三者に求償をしている。さらに取り組みの強化を図るため、求償事務に必要な知識を有する損保会社 OB を配置し、直接第三者への求償や損保会社への過失割合交渉を実施した。

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国保連合会 (委託)	求償額	180,712 千円 (242 件)	168,894 千円 (211 件)	136,592 千円 (217 件)
神戸市 (直接)	求償額	479 千円 (3 件)	2,398 千円 (2 件)	8 千円 (1 件)
	過失割合交渉	1,953 千円 (20 件)	623 千円 (17 件)	856 千円 (7 件)

(5) ジェネリック医薬品（後発医薬品）使用促進への取り組み

ジェネリック医薬品の使用割合について、これまで国は令和2年9月までに80%を目標としていたが、令和3年4月に「2023(令和5年)度末までに全都道府県で80%以上」とする新たな目標が設定された。

【神戸市の使用割合状況】

平成30年9月	令和元年9月	令和2年9月	令和3年3月
72.7%	75.2%	77.7%	78.8%

全国平均：81.3%（令和2年9月）

① ジェネリック医薬品差額通知の送付

先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合の一部負担金の差額について、被保険者ごとに通知した。また、被保険者本人がジェネリック医薬品の使用を希望する「ジェネリック医薬品お願いカード」をホームページに掲載し、ダウンロードして利用できるようにしている。

【差額通知の発送状況】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発送件数	23,213件	11,878件	13,277件
発送時期	12月（1回）	12月（1回）	11月（1回）

② ジェネリック医薬品使用割合60%以上80%未満の薬局への働きかけ

過去12か月分の調剤レセプトを分析し、ジェネリック医薬品の使用割合が60%以上80%未満の176薬局に対して、使用割合や切替可能薬剤等を通知して更なる使用促進を図った。

7 保健事業

平成30年3月に策定した第2期神戸市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画 平成30～35年度）に基づき、生活習慣病等の予防に向けた保健事業を実施した。

(1) 特定健診・特定保健指導の実施

40歳から74歳の国保加入者を対象に行う特定健診・特定保健指導を、指定医療機関、健診機関への委託により実施した。

なお、健診機関における特定健診・特定保健指導の実施にあたっては、令和2年5月26日付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」において引用されている対策を参考に、感染予防対策を実施した。

① 実施状況（法定報告より）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
目標	特定健診受診率	50%	55%	60%	36.0%	38.0%	
	特定保健指導実施率	40%	50%	60%	10.0%	13.0%	
実績	特定健診						
		対象者数	250,001人	238,834人	230,664人	222,856人	217,512人
		受診者数	80,900人	78,600人	77,254人	75,211人	69,554人
		受診率	32.4%	32.9%	33.5%	33.7%	32.0%
	特定保健指導						
		対象者数	9,162人	8,621人	8,542人	8,302人	7,649人
		終了者数	796人	683人	591人	916人	1,077人
		実施率	8.7%	7.9%	6.9%	11.0%	14.1%

(参考：令和元年度法定報告兵庫県市町平均 特定健診受診率34.1% 特定保健指導実施率26.6%)

② 特定健診受診券の送付状況

4月1日時点で神戸市国民健康保険に加入している全ての対象者に、年度当初の4月から5月の間に一括送付している（予約混雑対策のため、誕生日により4グループに分け、1週間おきに発送）。

令和2年度は、緊急事態宣言の発出により5月下旬まで特定健診を中止していたため、受診券の発送を延期し、5月29日に一斉発送している（4～6月生まれおよび当年度75歳到達の対象者には、緊急事態宣言発出前の4月7日に発送）。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受診券発行	248,364人	240,059人	239,487人

③ 特定保健指導の区分別実施状況

特定健診の結果に基づき、メタボリックシンドロームに該当した者を対象に、生活習慣病を予防するための行動変容と自己管理ができるよう、特定保健指導を実施した。

法定報告	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
対象者 (A)	特定保健指導			特定保健指導			特定保健指導		
	8,542名	積極的 支援	動機付け 支援	8,302名	積極的 支援	動機付け 支援	7,649名	積極的 支援	動機付け 支援
		1,703名	6,839名		1,646名	6,656名		1,536名	6,113名
利用者	802名	174名	628名	1,155名	210名	945名	1,381名	256名	1,125名
終了者 (B)	591名	81名	510名	916名	111名	805名	1,077名	102名	975名
終了者の割合 (B/A)	6.9%	4.8%	7.5%	11.0%	6.7%	12.1%	14.1%	6.6%	15.9%

④ 特定健診受診率・特定保健指導実施率向上対策

下記のとおり各種の取り組みを実施した。

なお、令和3年度からは、若年層の受診率向上と、健診予約の利便性のさらなる向上を目指して、特定健診を完全無料化し、けんしん問合せチャットボット・WEB予約システムを導入している。

また、対象者を確実に受診に結び付けるため、新たな受診勧奨方法として、AIを活用して対象者の受診パターン等を分析し、受診への行動変容を促すにあたり最も効果的と考えられる通知物の送付を予定している。

ア セット健診の実施

特定健診・特定保健指導と、本市が実施するがん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮頸がん）を同日に受診できる「セット健診」を、健康ライフプラザおよび兵庫県予防医学協会健診センターにおいて実施した。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
健康ライフプラザ	4,792名	5,158名	4,775名
予防医学協会健診センター	457名	555名	607名
合計	5,249名	5,713名	5,382名

イ 兵庫区・長田区における訪問による受診勧奨・利用勧奨

特定健診受診率の低い兵庫区・長田区の中でも更に重点勧奨地区を選定し、訪問等による受診勧奨・特定保健指導の利用勧奨を実施した。

勧奨対象	平成30年度（12月～）		令和元年度		令和2年度	
	訪問		訪問		訪問	
		利用勧奨 実施		利用勧奨 実施		利用勧奨 実施
特定健診	2,167名	795名	6,608名	2,133名	725名	231名
特定保健指導	8名	3名	101名	20名	69名	29名

ウ 拠点会場における健診当日の特定保健指導初回面接の分割実施

健診当日に把握できる結果の範囲で特定保健指導の対象と見込まれる者に対して、初回面接を実施した。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特定保健指導の対象と見込まれる者	135日程・763名	258日程・2,145名	218日程・1,641名
初回面接実施者	120名	810名	585名
特定保健指導対象者	93名	568名	530名

エ 拠点会場受診者への個別結果説明等の実施

健康ライフプラザ、予防医学協会健診センター、長田区役所、須磨区役所における特定健診の受診者に対して、後日、個別に健診結果を説明し、必要な者に対して特定保健指導初回面接を実施した。

なお、令和3年度は、新たに灘区役所や北神淡河地域でも実施を予定している。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
対象会場における特定健診・受診者	1,911名	3,108名	2,060名
結果説明会参加者	34回・922名	33回・1,216名	27回・881名
特定保健指導初回面接実施者	96名	128名	132名

オ ICTを活用した特定保健指導の実施（令和2年度で終了）

市民PHRシステム「MY CONDITION KOBE」の活用によるオンライン特定保健指導について、拠点会場における特定健診受診者のうち、特定保健指導の対象となった者（2,106名）に利用案内を行ったが、利用に結び付いたケースは無かった。

令和3年度は、ICTを活用した特定保健指導は実施を取り止め、今後ニーズがあるようであれば再開を検討する。

※ICT：Information and Communication Technologyの略で、インターネットなどの情報通信技術を指す。

PHR：Personal Health Recordの略で、個人の健康の記録を指す。

カ インセンティブ付与事業（ヘルスケアポイント）の実施

特定健診の受診率向上を目的として、41歳から69歳の特定健診の受診者のうち応募者の希望に合わせて大腸がん検診の無料受診クーポンまたははりきゅうマッサージ助成券を送付した。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
応募数合計	10,932件	10,460件	9,916件
大腸がんクーポン	9,140件	9,103件	8,606件
はりきゅうマッサージ券	1,792件	1,357件	1,310件

(2) 30歳健康診査による生活習慣病の早期発見

若年期からのリスク評価による生活習慣病の予防や早期発見による重症化予防を目的として、30歳健康診査を実施した。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
対象者(受診券発行)数	2,362名	2,265名	3,170名
受診者数	243名	296名	263名
受診率	10.3%	13.1%	8.3%

(3) 重症化予防対策

① 糖尿病性腎症重症化予防事業

ア 訪問等による保健指導（治療中断者・未治療者）

医療レセプトより糖尿病性腎症のハイリスク者となる糖尿病の治療中断者、また特定健診結果により糖尿病治療が必要な医療機関の未受診者を確認し、受診勧奨を中心とした訪問等による保健指導を実施した。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保健師等による個別保健指導	358名	132名	196名

イ 糖尿病治療中の者に対する保健指導

令和2年9月より、糖尿病や糖尿病性腎症で治療中の者に対し、主治医と連携を図りながら、生活習慣の改善を目的とした訪問指導を開始しており、令和2年度は長田区、北区をモデル区として実施した。

令和2年度	対象者数	うち保健指導実施者
北区	88名	14名
長田区	41名	6名
合計	129名	20名

② 慢性腎臓病（CKD）予防事業

特定健診の結果から腎機能低下が確認されたハイリスク者のうち、医療機関未受診者に対して、文書・電話・訪問により、受診勧奨を中心とした保健指導を実施した。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保健師等による個別保健指導	126名	116名	248名

③ 高血圧対策

令和2年9月より、高額な医療費の発生や将来、要介護になりやすい虚血性心疾患や脳血管疾患の予防を目的として、重度の高血圧者に対して受診勧奨や生活習慣改善指導を開始した。

	令和2年度
保健師等による個別保健指導	252名

④ 健康ライフプラザにおける健康教室の開催

特定保健指導の対象にはならない（メタボではない）が、生活習慣病のリスクがある者を対象に、健康ライフプラザで糖尿病予防教室および慢性腎臓病予防教室を開催した。

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
糖尿病予防教室	14回	444名	15回	464人	12回	197人
慢性腎臓病予防教室	8回	256名	6回	196人	11回	212人

⑤ 特定健診結果が要医療の者に対する医療機関の受診勧奨

令和2年度より、特定健診の結果返送後に、要医療項目の該当がある受診者に対して、通知による医療機関の受診勧奨を開始した。

	令和2年度
受診勧奨通知	751件

なお、令和元年度までは、前年度の健診結果の要医療項目について医療機関の受診ができていない者に対し、集団健診会場において、保健師等による保健指導および医療機関の受診勧奨を実施していた。

	平成30年度	令和元年度
保健師等による個別保健指導	632件	604件

(4) 重複処方を受けている者に対する啓発等

重複処方を受けている者に対し、お薬手帳の適正利用を目的として、啓発ハガキを送付した。

	令和元年度	令和2年度
啓発ハガキ送付	12,103件	8,388名

なお令和3年度は、調剤レセプトをもとに重複・多剤処方内容を個別に記載したハガキを送付し、お薬手帳を持参して主治医や薬剤師に服薬内容の相談を促す予定である。

(5) 神戸市薬剤師会との協力による服薬指導

令和2年度より、国保レセプト情報をもとにお薬手帳の利用がなく重複・多剤処方があり、健康への影響が懸念される者を抽出し、薬剤師によるお薬手帳を活用を促すことを中心に個別指導を開始した。

	令和2年度
抽出対象者	10名
個別指導実施者	1名

なお、令和元年度までは、保健師による訪問指導を実施していた。

	平成30年度	令和元年度
保健師による個別保健指導	8件	10件

(6) フレイルチェックの実施

心身の活力が低下し介護が必要な状態に移行しやすいフレイルを早期発見し、生活習慣の見直しを促すことを目的としたフレイルチェックを、65歳および前年度にフレイルチェックを受けた66歳の国保加入者を対象に、拠点会場や協力薬局において実施した。

	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	65歳	66歳	会場別計	65歳	66歳	会場別計	65歳	66歳	会場別計
協力薬局	227名	82名	309名	137名	56名	193名	145名	37名	182名
拠点会場	681名	106名	787名	524名	83名	607名	539名	107名	646名
計	908名	188名	(総計) 1,096名	661名	139名	(総計) 800名	684名	144名	(総計) 828名

なお、令和3年度より、国保フレイルチェックをより効果的に実施し、後期高齢期を見据えたフレイル予防の取り組みにフィードバックしていくため、66歳における実施を取り止め、新たに70歳の国保被保険者全員を対象としている。また、フレイルチェックの結果、フレイルのおそれがある者に対しては、栄養・運動等に係る保健指導をチェックと同時に実施している。